

子育て世帯を応援



**4月から、
保育料の負担が軽減されます！**

保育所等の入所にかかる負担を軽減し、さらなる子育て支援の充実や育児環境の向上を図るため、令和4年4月分から保育料の基準を変更します。



所得に応じた、きめ細やかな保育料！

保育料を決定する所得割額の階層が10階層から19階層へ増えます。



月々の保護者負担の軽減！

保育料が1人あたり月額900円～5,000円の減額となります（一部階層を除く）。

問い合わせ先…子育て支援課 内線2483

住民税非課税世帯・非課税相当となった世帯の方へ

「臨時特別給付金」の申請忘れはありませんか？

新型コロナの影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給しています。支給対象となる方へは申請書類を送付していますのでご確認ください。

支給額…1世帯につき10万円

支給対象世帯

- ▷住民税非課税世帯…基準日（令和3年12月10日）において住民基本台帳に記録されており、令和3年度住民税非課税者のみで構成される世帯
- *市町村民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象になりません。
- ▷家計急変世帯…新型コロナの影響を受けて家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯
- *住民税非課税相当…世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下

申請方法

- ▷住民税非課税世帯…支給対象世帯に確認書を送付しています。記載内容を確認の上、返送してください。
- ▷家計急変世帯…下記窓口へお問い合わせください。
- *感染症対策のため、郵送での申請をお願いします。

申請期限

- ▷住民税非課税世帯…4月25日(月)まで
- ▷家計急変世帯…9月30日(金)まで

問い合わせ・申請先

非課税世帯等給付金窓口 内線2989
9:00～17:00（土・日・祝日を除く）